

昭和六十年十二月二十日受領
答 弁 第 一 九 号

内閣衆質一〇三第一九号

昭和六十年十二月二十日

内閣総理大臣 中曾根 康弘

衆議院議長 坂 田 道 太殿

衆議院議員小沢貞孝君提出松くい虫対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小沢貞孝君提出松くい虫対策に関する質問に対する答弁書

一について

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）は、昭和六十二年三月三十一日限り、その効力を失うこととされているが、期限の延長等その取扱いについては、松くい虫対策についての各方面の意見を聞き、また、松くい虫による被害の状況等も見ながら、今後検討してまいりたい。

二について

松くい虫の防除については、松くい虫被害対策特別措置法等に基づき、特別防除、特別伐倒駆除、伐倒駆除等各種対策の総合的な推進に努めているところであり、厳しい財政事情の下ではあるが、今後とも、松くい虫による被害の状況等に十分配慮しつつ、所要の予算の確保に努

めてまいりたい。

右答弁する。